

# 平成24年度 事務事業評価シート

※平成23年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	介護給付費・訓練等給付費の支給					継続	
コード	32	-	23	-	01	-	00
担当部署	福祉部	障害者福祉課		障害給付担当		予算事業名	障害者自立支援費 介護給付・訓練等給付
						予算事業コード	会計 10 款 03 項 01 目 02

## 1. 事業の位置付けと関連計画等

第三次川越市総合計画後期基本計画における位置付け		位置付けなしの場合	法令による実施義務	義務
基本目標(章)	1章	ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	根拠となる法令、条例等	障害者自立支援法
方向性(節)	1節	だれもが幸いに地域で暮らせるまちづくり	個別計画等の名称	川越市障害者計画 川越市障害者支援計画
施策	3	障害者福祉の推進		
細施策	5	福祉サービスの充実		

## 2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	本事業は、障害者(児)が居宅介護、あるいは施設入所・通所等を利用し、自立を図ることを目的としている。サービス利用を希望する障害者及び障害児の保護者からの介護給付費・訓練等給付費支給申請に基づき、障害程度区分認定調査等を経た上で、支給決定を行い、障害者の自立を支援している。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	毎年度、職員が介護給付費・訓練等給付費の支給決定事務を行う。

## 3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		1,550,000	1,885,125	2,507,050	2,772,815	2,890,831	
事業費	A	1,697,341	2,176,659	2,467,659	2,703,947	2,890,831	3,167,639
	B	39,220	51,800	48,100	46,250	45,140	45,140
総コスト(C=A+B)		1,736,561	2,228,459	2,515,759	2,750,197	2,935,971	3,212,779
正規職員(1年間の従事人数)		5.30人	7.00人	6.50人	6.25人	6.10人	6.10人
臨時職員(1年間の従事人数)							
国県支出金	D	1,275,566	1,628,374	1,841,314	2,027,541	2,168,123	2,375,729
その他特定財源	E	0	0	0	0	0	0
市の財政負担(=C-D-E)		460,995	600,085	674,445	722,656	767,848	837,050

※24年度、25年度の事業費、人件費は見込額  
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

## 4. 成果指標・活動指標による分析

成果	中心指標	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	指標の定義
成果	介護給付費・訓練等給付費の支給決定者数	人数	1,168	1,268	1,325	1,372	居宅介護サービス等にかかる介護給付費あるいは就労移行支援サービス等にかかる訓練等給付費の支給決定を受けた障害者及び障害児の保護者の数
活動	介護給付費・訓練等給付費の申請件数	人数	1,168	1,268	1,325	1,372	介護給付費・訓練等給付費の支給申請をした障害者及び障害児の保護者の数
中心指標の考え方	本事業は成果指標を中心に評価する。						
指標に基づく評価	障害者(児)の自立と社会参加を促進し、サービス利用に関する利用者負担の軽減を行うとともに、介護世帯員の負担の軽減を図るという点から、成果を挙げていると考える。						

## 5. 事業の実施を通じた分析・評価

(1) 現在の課題と状況	本事業は、障害者(児)が居宅介護、あるいは施設入所・通所等を利用し、自立を図ることを目的としている。これらのサービスを受けるため、介護給付費・訓練等給付費の支給申請を行い、障害程度区分認定調査等を経た上で、支給決定を行っており、件数は年々増加している状況である。本事業は、障害者福祉の推進、障害者の自立に必要な不可欠であり、市が事業の主体となることは法令上の義務である。
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	障害者自立支援法に基づく事業であるため各市町村同一である。
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響	本事業は、障害者自立支援法に基づき実施しているため、廃止・縮小は困難である。なお、膨大な量の介護給付費・訓練等給付費支給決定事務並びに障害程度区分認定調査は、それぞれ障害程度区分認定調査員の配置、障害者相談支援事業者への委託により対応している。また介護給付費・訓練等給付費の支払いに関する事務は、平成19年10月より埼玉県国民健康保険団体連合会(国保連)に委託している。
(4) 所属長自己評価(今後の方向性)	継続 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの大きな柱である。引き続き、適切な事務執行を行い、障害者福祉の増進に努める。